

2012年6月7日

農林水産副大臣
佐々木隆博 様

要望書

応用動物行動学会警戒区域内家畜保護管理特命チーム
代表 森田茂(酪農学園大学)
実施責任者 佐藤衆介(東北大学大学院農学研究科)

本特命チームは2011年5月25日に獣医学会の有志とともに官邸を訪ね、低線量被曝という実験動物としての貴重性と動物愛護・福祉の観点から、福島第一原発から20km圏内に取り残された家畜の「生体保存」を総理大臣に要請しました。その後、原子力災害対策本部からの安楽死処分指示に合意できない南相馬市の農家のウシ66頭を一民間牧場に集め、南相馬市とともに保護し、研究に供してきています。

これまでは、これらのウシは南相馬市の予算と緊急災害時動物救援本部に集まった義援金により飼養管理されてきました。しかし、農林水産省は2012年4月5日に「新たな避難指示区域設定後の家畜の取扱いについて」を公示し、出荷・移動・繁殖の制限や個体識別の徹底等のもとに、捕獲された家畜の所有者による飼養継続を承認しました。これにより、所有者によるウシの飼養が合法化されました。

これらのウシは公益上貴重な存在です。すなわち、被曝したウシは世代を重ねることにより産業動物への復帰は可能なのか、低線量の放射能被曝を受け続けるウシは健康を損ねるのか、放射能汚染された公共草地や里山は放牧牛の採食により除染であるか、などを科学的に明らかにするにはこれらのウシが必要です。さらに、原子力発電所の爆発という未曾有の事故を記憶に留めるモニュメント的存在としても、これらのウシを後世に残す展示は重要な公益性を有すると考えます。

そこで、以下を要望します。

1. 福島第一原発20km圏内で、ウシを保護している所有者が作る組合による共同利用放牧地を、公共草地として認定し、公益性の高さに応じた公的資金の投入を要請します。
2. 以下のことを公共牧場の公益性を有する事業として承認頂くことを要請します。
 - ①放射能汚染地域の農業復興のための研究利用
 - ②放射能汚染地域で発生している耕作放棄地の雑草制御や里山の下草制御への役畜利用(レンタカウ)
 - ③放牧地並びに保護ウシの展示
3. 上記の公益性を担保するため、国際共同利用研究センターの併設を要請します。本特命チームは、大学での教育研究という本務の合間をぬって研究支援をしてきています。専属の研究員を配置し、国内外からの研究者を受け入れられるセンターを新設し、本格的な研究に着手することで、本公共牧場の公益性は更に高まるものと考えられます。